高浜発電所 安全審査資料
3-改3
２０２３年 ７月３１日

浜発電所１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉 原子炉設置変更許可申請に係る審査スケジュール案につい

審査項目			適合性			2023年																													2024年
						4月	5月	6月		7月		8月		9月				１０月					１１月				１２月									4月
						25日	17日	1日	15日	4日	31日	7日	21日～	4日～	11日～	18日～	25日～	2日～	10日～	16日～	23日～	30日～	6日～	13日～	20日～	27日～	4日～	11日～	18日～	25日～						
ブロック	□：審査会合 ▽：ヒアリング <黒塗りは実績> 資料提出日		SGR	SG保管庫	保修点検建屋	－	ヒア①	ヒア②	会合①	ヒア③	ヒア④	ヒア⑤	会合②	ヒア⑥		ヒア⑦		会合③		ヒア⑧		ヒア⑨		会合④		ヒア⑩	ヒア⑪		会合⑤							
							4/25	5/26	6/7	6/28	7/18	7/26	8/14																							
－	－	高浜発電所 原子炉設置変更許可申請の概要	－	－	－	申請	▼	▼	■																										
	－	添付書類八適正化（IS-LOCA、N16モニタ、感知器ＢＦ）	－	－	－																				▽	▽								
	－	添付書類三、四、五、十一	－	－	－																				▽	▽								
	－	審査会合コメント回答	－	－	－									▽		▽		#2□		▽		▽		#3□		▽	▽		#4□						
①	２７条	放射性廃棄物の処理施設	●	×	●					▼		▽	□																						
	２８条	放射性廃棄物の処理施設貯蔵施設	×	●	×					▼		▽	□																						
	２９条	工場等周辺における直接線等からの防護	○	●	●					▼		▽	□																						
	３０条	放射線からの放射線業務従事者の防護	○	●	●					▼		▽	□																						
	－	気象条件	－	－	－					▼		▽	□																						
②－１	１５条	炉心等	●	×	×						▽					▽		□																	
	１７条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	●	×	×						▽					▽		□																	
	２１条	残留熱を除去することができる設備	○	×	×						▽					▽		□																	
	２２条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	○	×	×						▽					▽		□																	
	２３条	計測制御系統施設	○	×	×						▽					▽		□																	
	２５条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	○	×	×						▽					▽		□																	
②－２	３条	設計基準対象施設の地盤	○	●	●									▽						▽				□											
	４条	地震による損傷の防止	●	●	●									▽						▽				□											
	５条	津波による損傷の防止	○	○	○									▽						▽				□											
	６条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	●	●									▽						▽				□											
	７条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	●	●									▽						▽				□											
	８条	火災による損傷の防止	●	●	●									▽						▽				□											
	９条	溢水による損傷の防止等	○	○	●									▽						▽				□											
	１０条	誤作動の防止	○	○	○									▽						▽				□											
	１１条	安全避難通路等	○	●	●									▽						▽				□											
	１２条	安全施設	●	●	●									▽						▽				□											
	３５条	通信連絡設備	×	●	●									▽						▽				□											
	３８条	重大事故等対処施設の地盤	○	×	×									▽						▽				□											
	３９条	地震による損傷の防止	●	×	×									▽						▽				□											
	４０条	津波による損傷の防止	○	×	×									▽						▽				□											
	４１条	火災による損傷の防止	●	×	×									▽						▽				□											
	５８条	計装設備	○	×	×									▽						▽				□											
③	１３条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	●	×	×						▽					▽		□																	
	２６条	原子炉制御室等	○	×	×						▽					▽		□																	
④	３７条	重大事故等の拡大の防止等	●	×	×															▽		▽		□											
	４３条	重大事故等対処設備	●	×	×															▽		▽		□											
	４４条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	●	×	×															▽		▽		□											
	４５条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	●	×	×															▽		▽		□											
	４６条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	●	×	×															▽		▽		□											
	４７条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	●	×	×															▽		▽		□											
	４８条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	●	×	×															▽		▽		□											
対象外	１４条	全交流動力電源喪失対策設備		×			▼	▼	■																										
	１６条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設		×			▼	▼	■																										
	１８条	蒸気タービン		×			▼	▼	■																										
	１９条	非常用炉心冷却設備		×			▼	▼	■																										
	２０条	一次冷却材の減少分を補給する設備		×			▼	▼	■																										
	２４条	安全保護回路		×			▼	▼	■																										
	３１条	監視設備		×			▼	▼	■																										
	３２条	原子炉格納施設		×			▼	▼	■																										
	３３条	保安電源設備		×			▼	▼	■																										
	３４条	緊急時対策所		×			▼	▼	■																										
	３６条	補助ボイラー		×			▼	▼	■																										
	４９条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備		×			▼	▼	■																										
	５０条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備		×			▼	▼	■																										
	５１条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備		×			▼	▼	■																										
	５２条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		×			▼	▼	■																										
	５３条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		×			▼	▼	■																										
	５４条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備		×			▼	▼	■																										
	５５条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		×			▼	▼	■																										
	５６条	重大事故等の収束に必要となる水の供給設備		×			▼	▼	■																										
	５７条	電源設備		×			▼	▼	■																										
	５９条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		×			▼	▼	■																										
	６０条	監視測定設備		×			▼	▼	■																										
	６１条	緊急時対策所		×			▼	▼	■																										
	６２条	通信連絡を行うために必要な設備		×			▼	▼	■																										